

Q43 実際に知的障害者を尋問する場合にはどのような点に注意する必要がありますでしょうか。

通常の尋問でも同じですが、知的障害者に対する尋問では、本人に理解され、本人が答えられる質問を答えられる形で行う必要があります。自分で物語を筋道立てて語ることが困難な人に、「どうしたの？」などという尋問をしても、的確な応答は得られません。また、障害の部位や本人の特性によって苦手な事柄と得意な事柄があり得ます。例えば、知的障害だけでなく視力にも障害がある場合に、目で見て得られる情報（加害者はどんな格好をしていたかなど）を確かめても、答えられるはずはありません。しかし、このような場合には、聴力が優れているなどにより、違う形で情報を得ていることがあります（声で識別しているなど）。その意味で、本人にとって何が不得意かだけでなく、どのような点は確かなのかを知って尋問することも重要です。それらについて、確からしさを表すエピソードを集積しておくことは、供述の信用性を高めるための間接事実になると思われます。具体的な質問は、本人が想起できる事柄を手がかりにそこから記憶を広げる形の尋問が有効です。その他に、「さきほど誰々に話した日のことを話してくれ」などのように、質問を複文することや、条件をつけた質問をしない、単純な構文にし、「これ」「それ」などの指示代名詞などは使わないなど、できるだけ簡潔で意味を取り違えないような質問の仕方を工夫する必要があります。できれば、事前に専門家と相談して質問事項が適切かどうか検討して臨むようにすべきでしょう。

そして、実際の質問にあたっては、何より、本人が想起しているであろう記憶を大事にしながら、当事者本人の気持ちに沿った尋問を心がけることが重要です。

参考文献

* 障害問題人権弁護団編「障害児をたたくな」明石書店